

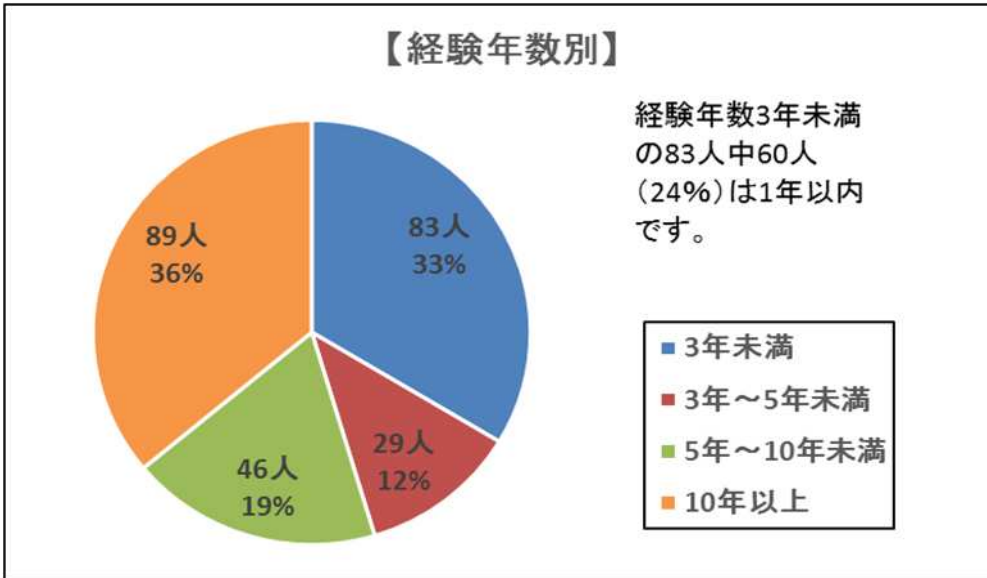
未熟練労働者にかかる労働災害防止対策

『新入社員等に対する安全衛生教育を徹底しましょう！』



伊勢労働基準監督署管内（伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡）における令和3年の休業4日以上¹の死傷者数247人中、**経験年数3年未満のいわゆる未熟練労働者は83人と約33%と多数を占めています。**

以下のグラフと表は、伊勢労働基準監督署管内で令和3年に発生した休業4日以上¹の死傷災害について、未熟練労働者の災害発生状況を取りまとめたものです。未熟練労働者の災害発生状況を踏まえ、未熟練労働者に対する安全衛生教育など労働災害防止対策を徹底しましょう。

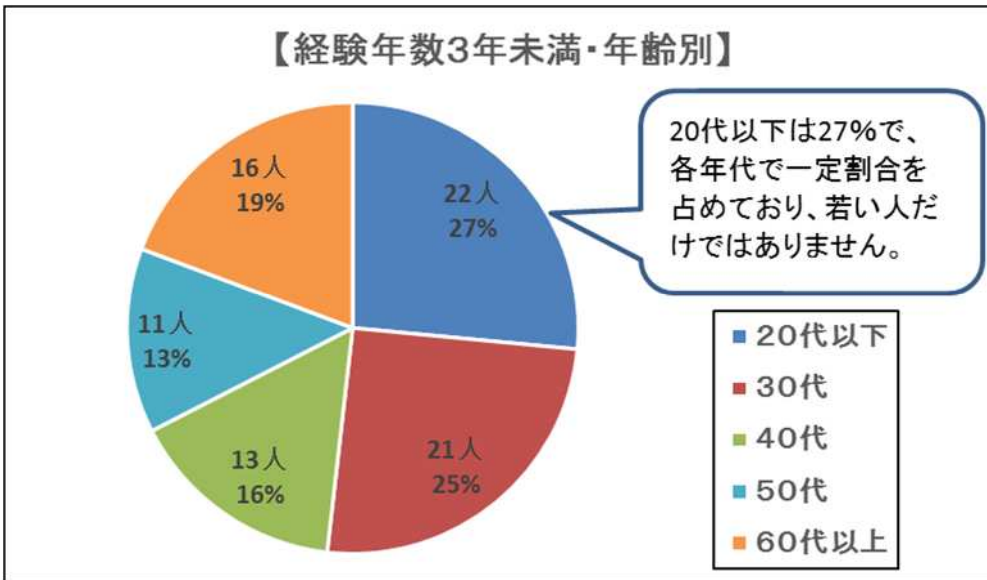


経験年数別では、「10年以上」（36%）が最多となっていますが、これは高齢化に伴う災害増加が要因と思われます。次いで、「3年未満」の未熟練労働者（33%）による災害が多くなっています。

年齢別では必ずしも、10代・20代の若年層だけではなく、各年齢層で一定割合を占めています。そのため、高年齢労働者を含め中途採用の労働者や、雇入れ時だけではなく作業容変更時にも安全衛生教育等が必要です。

業種別では、社会福祉施設で最も割合が高くなっています。

事故の型別では、無理な動作等（腰痛や捻挫など）といった作業方法や作業姿勢など作業行動に関連する災害の割合が最も高くなっています。



【業種別・未熟練労働者の災害発生状況】(人) 【事故の型別・未熟練労働者の災害発生状況】(人)

経験年数	3年未満	全経験年数	3年未満の割合	経験年数	3年未満	全経験年数	3年未満の割合
製造業	12	51	24%	墜落・転落	17	48	35%
建設業	13	33	39%	転倒	20	64	31%
道路貨物運送業	3	8	38%	飛来・落下	3	13	23%
第一次産業	5	16	31%	はさまれ・巻き込まれ	5	22	23%
第三次産業	49	136	36%	切れ・こすれ	3	10	30%
うち小売業	10	32	31%	交通事故	6	14	43%
うち社会福祉施設	14	33	42%	無理な動作等	22	43	51%
うち旅館業	6	20	30%	上記以外	7	33	21%
全業種	83	247	33%	全体	83	247	33%

未熟練労働者には安全衛生教育が特に重要！



職場には様々な危険があり、そのため労働災害が未だ多数発生しています。

労働災害の防止には、作業環境である設備やモノの面で「**不安全な状態**」を改善することが必要です。しかし、未熟練労働者の場合、もう一つの、労働者自身というヒトの面で「**不安全な行動**」をとらせないことが特に重要です。このため、労働安全衛生法では雇入れ時の安全衛生教育を事業者[※]に義務付けています。未熟練労働者に対する安全衛生教育は、自ら危険を回避し安全な作業を行うことが十分でない者に対し、どのようにしたら職場で危険を回避し、安全に作業ができるかということについて、理解し、身に着けるために行うものです。

未熟練労働者が理解すること・身に着けること

職場には様々な危険があることを理解すること

「かもしれない」で危険の意識をもつこと

災害防止の基本を身に着ける

- ・正しい作業服装の着用
- ・作業手順の励行
- ・4S・5Sの励行
- ・ヒヤリハット活動
- ・危険予知訓練
- ・リスクアセスメント
- ・危険の見える化
- ・安全な作業の基本(各種災害防止対策)

異常事態発生時や労働災害発生時の対応を理解する

「かもしれない」意識で作業をしましょう！

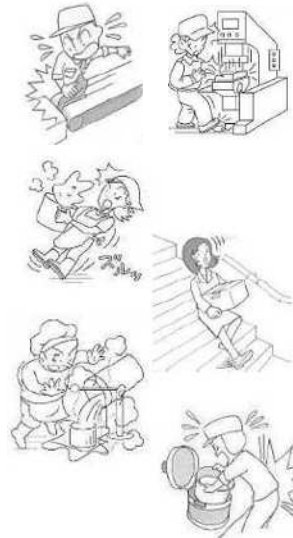
【人の「かもしれない」】

人は、段差で「転ぶかもしれない」、機械に「挟まれるかもしれない」、高所から「落ちるかもしれない」。そのような危険が発生するかもしれないということを意識しましょう。

人は

- ・はさまれる
- ・巻き込まれる
- ・当たる
- ・転ぶ
- ・落ちる
- ・やけどする
- ・感電する
- ・腰を痛める
- ・ガス中毒になる
- ・酸欠になる
- ・有害物にやられる

→ かもしれない



【モノの「かもしれない」】

モノは、「急に動く」、「落ちてくる」かもしれない。そのような危険が発生するかもしれないということを意識しましょう

モノは

- ・動く
- ・回る
- ・飛ぶ
- ・落ちる
- ・抜ける
- ・燃える
- ・倒れる
- ・くずれる
- ・爆発する
- ・漏れる

→ かもしれない



「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」

厚生労働省HPでは、労働者全体に比べ未熟練労働者による労働災害発生率が高い状況に鑑み、雇入れ時等の安全衛生教育に役立つよう作成されたマニュアルを公開しています。



参考：労働安全衛生法第59条（労働安全衛生規則第35条）では、労働者の雇入れ時や作業内容変更時に安全衛生教育を行うことを事業者に対し義務付けています。